

第32号議案

文京区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程を定める訓令

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月 日

文京区教育委員会

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（幼稚園教育職員に限る。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において「幼稚園教育職員」とは、幼稚園（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月一日文京区条例第十三号）別表に規定する幼稚園をいう。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。

2 この規程において「標準的な職」とは、幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程（平成二十八年文京区教育委員会訓令第 号）別表の下欄に掲げる標準的な職をいう。

(標準職務遂行能力の構成)

第三条 前条第二項に定める標準的な職の標準職務遂行能力は、別表の上欄に掲げる標準的な職に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

付 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

園長		標準的な職	標準職務遂行能力
園の経営	園教育の管理	所属職員の指導・監督	園施設・事務の管理
問題意識を持って改善目標を設定し、改善策を実施するとともに、適切な対外折衝を行い、円滑に園の経営を行うことができる。	年度の重点目標を設定し、浸透を図り、適切に組織を編成するとともに、適正な評価のための指導・助言を行い、質の高い活動へと発展させることができる。	研修の機会の設定や適切な指導・育成を行うとともに、規律確保に努めることができる。	施設・事務・会計における管理を適切に行うとともに、教育活動を円滑に遂行することができる。

副園長

園の経営	園教育の管理	所属職員の指導・監督	園施設・事務の管理
園長を助け、問題意識を持って改善目標を設定し、改善策を実施するとともに、適切な対外折衝を行い、円滑に園の経営を行うことができる。また、学級の運営においても円滑に行うことができる。	園長を助け、年度の重点目標を設定し、浸透を図り、適切に組織を編成するとともに、適正な評価のための指導・助言を行い、質の高い活動へと発展させることができる。	園長を助け、研修の機会の設定や適切な指導・育成を行うとともに、規律確保に努めることができる。	園長を助け、施設・事務・会計における管理を適切に行うとともに、教育活動を円滑に遂行することができる。

教諭		主任教諭	
幼稚園運営	保育・教育指導	幼稚園運営	保育・教育指導
<p>学級の運営を円滑に行い、園の運営に積極的に関わる事ができるとともに、適切な園務処理、関係者への対応・折衝を行うことができる。</p>	<p>知識・技能を活用し、意欲を持って幼児理解に努め、課題解決を行うことができる。</p>	<p>学級の運営を円滑に行い、園の運営に積極的に関わる事ができるとともに、適切な園務処理、関係者への対応・折衝を行うことができる。</p>	<p>特に高度の知識又は経験、技能を活用し、意欲を持って幼児理解に努め、課題解決を行うことができる。</p>